

◎情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

(平成二三年六月二十四日法律第七四号)

一、提案理由(平成二三年五月二十五日・衆議院法務委員会)

○江田国務大臣 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、コンピューターが広く社会に普及し、その機能も高性能化が一層進んで複雑かつ多様な情報処理することが可能になつてゐるとともに、世界的な規模のコンピューターネットワークが形成され、コンピューターとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となつております。

このような情報技術の発展に伴い、いわゆるコンピューター

ウイルスによる攻撃やコンピューターネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面においても、コンピューターや電磁的記録の特質に応じた手續を整備する必要が生じております。加えて、サイバー犯

罪は、容易に国境を越えて犯され得るものであり、国際的な対策が極めて重要となつてゐるところ、平成十六年四月に国会において承認されたサイバー犯罪に関する条約は、国際的に協調してサイバー犯罪に効果的に対処する上で、重要な意義を有するものであります。

また、厳しい経済情勢が続く中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯は依然として後を絶たない状況にあるところ、強制執行手続の適正の確保を図り、権利実現の実効性をより一層高めるためには、この種の事犯に適切に対処することが必要であります。

そこで、この法律案は、このような近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情にかんがみ、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、刑法、刑事訴訟法、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律その他の法律を改正し、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、情報処理の高度化に伴う犯罪に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、实体法及び手続法の整備を行うものであります。

すなわち、実体法の整備としては、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成、提供する行為等を処罰する不正指令電磁的記録作成等の罪を新設するとともに、電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録の頒布等を新たに处罚の対象とするなどしております。

また、手続法の整備としては、電子計算機の差し押さえに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成、変更をしたまたは変更、消去ができる電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから当該電磁的記録を複写することができるものとすること、電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる記録命令を差し押さえを新設することなどのほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定や、電磁的記録の没収に関する規定等の整備を行うこととしております。

第二は、強制執行妨害行為等についての罰則の整備を行うものであります。

すなわち、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の関係者に対して行われる妨害行為、競売開始決定前に行われる競売手続の

公正を害するような行為等の強制執行を妨害する行為を新たに处罚の対象とし、その法定刑を引き上げるとともに、報酬目的でまたは組織的な犯罪として行われる場合に刑を加重することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行こととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二三年五月二一日)

○奥田建君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処し、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設、電子データに係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行うこととしております。

また、悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するための罰則の整備を行うこととしております。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、二十五日、江田法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入りました

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律

一一五八

た。本日、参考人から意見を聴取し、質疑を行い、採決の結果、
本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二三年六月一七日)

○浜田昌良君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の处罚規定の整備及び記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行うほか、悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての处罚規定の整備等、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、いわゆるウイルス作成罪が憲法の保

障する表現の自由等を侵害する危険性、同罪の構成要件の解釈とその周知徹底、いわゆるウイルス提供罪とバグのあるソフトの公開の関係、通信履歴の保全要請と通信の秘密の保障に照らした適切な検査、記録命令付差押えや保全要請が通信事業者等に対する過度の負担となる可能性等について質疑が行われたほか、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年六月一六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 不正指令電磁的記録に関する罪(刑法第十九章の二)における「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とは、単に他人の電子計算機において電磁的記録を実行する目的で

はなく、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせない電磁的記録であるなど当該電磁的記録が不正指令電磁的記録であることを認識認容しつつ実行する目的であることなど同罪の構成要件の意義を周知徹底すること

に努めること。また、その検査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウエアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。

二 記録命令付差押えについては、電磁的記録の保管者等に不当な負担を生じさせることがないように十分留意するとともに、当該記録媒体を差し押さえるべき必要性を十分勘案した適切な運用に努めること。

三 通信履歴の保全要請については、憲法が通信の秘密を保障している趣旨に鑑み、その必要性及び通信事業者等の負担を考慮した適切な運用に努めること。

四 サイバー犯罪が、容易に国境を越えて行われ、国際的な対応が必要とされる問題であることに鑑み、その取締りに関する国際的な検査協力態勢の一層の充実を図るほか、検査共助に関する条約の締結推進等について検討すること。

五 本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討

を行ふとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間一年ごとに当委員会に対し報告すること。

右決議する。